



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 2月28日金曜日 第1435号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

新たな土地改良事業の施行の認可（2件）.....	173
土地改良事業の計画の変更の認可.....	173
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	173
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）.....	173
村営土地改良事業の計画の変更等の同意.....	174
保安林予定森林にする旨の通知等（2件）.....	174
解除予定保安林にする旨の通知（3件）.....	176
公有水面埋立免許（2件）.....	176
道路の区域変更（県道壬生川丹原線）.....	178
道路の供用開始（"）.....	178
道路の区域変更（県道中山双海線）.....	178
道路の供用開始（"）.....	179
道路の区域変更（県道佐田岬三崎線）.....	179
道路の供用開始（"）.....	179
道路の区域変更（一般国道381号）.....	179
道路の供用開始（"）.....	179
道路の位置の指定.....	180

## 公 告

愛媛県広報紙県民だより「さわやか愛媛」の印刷及び配送.....	180
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	181

## 選挙管理委員会告示

政治団体の収支に関する報告書の訂正の届出.....	181
---------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第 422 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、伊予三島市豊岡町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・遠具地区）の施行を平成15年 2月19日認可した。

平成15年 2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### ○愛媛県告示第 423 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、伊予三島市豊岡町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・豊田地区）の施行を平成15年 2月19日認可した。

平成15年 2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### ○愛媛県告示第 424 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、伊予三島市松柏土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・横尾地区）の計画の変更を平成15年 2月19日認可した。

平成15年 2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

### ○愛媛県告示第 425 号

新居浜市洪水土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・洪水幹線地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・洪水幹線地区）計画書の写し
- (2) 新居浜市洪水土地改良区定款の写し

#### 2 縦覧期間

平成15年 3月3日から 3月31日まで

#### 3 縦覧場所

新居浜市役所

### ○愛媛県告示第 426 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、西条市飯岡地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年 2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・皇子地区）計画書の写し

#### 2 縦覧期間

平成15年 3月3日から 3月31日まで

#### 3 縦覧場所

西条市役所

### ○愛媛県告示第 427 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、川之江市妻鳥町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・上山田地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成15年3月3日から3月31日まで
- 3 縦覧場所  
川之江市役所

## ○愛媛県告示第428号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、関前村から協議のあった土地改良事業（集落環境整備事業・岡村地区）の計画の変更に平成15年2月19日同意した。

平成15年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

## ○愛媛県告示第429号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所  
松山市川の郷町甲129、乙255の2、乙255の3、乙256の1、乙256の2、乙257、乙258、乙260、乙264の1から乙264の3まで、乙265
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
川の郷町甲129、乙255の2、乙255の3、乙265  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所  
温泉郡川内町大字北方字苔谷乙14、乙33から乙56まで、乙58から乙66まで、乙67の1から乙67の17まで、乙68の1から乙68の9まで、乙68の15、乙68の22、乙79から乙96まで、乙100から乙110まで、乙112から乙120まで、乙121の2、乙130
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字苔谷乙37、乙67の8から乙67の10まで、乙68の6から乙68の9まで、乙117
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

- 3(1) 保安林予定森林の所在場所  
温泉郡川内町大字松瀬川字六畝甲2265から甲2267まで、甲2277、甲2279の1、字古屋乙260
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字六畝甲2266、甲2277
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

- 4(1) 保安林予定森林の所在場所  
北条市九川字大栗谷甲737、甲739、甲740、乙630、乙637の1、乙870、字甫殿甲744から甲746まで
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

- 5(1) 保安林予定森林の所在場所  
松山市宿野町甲261の1、乙281の1、乙281の3、乙287の1、乙287の3
- (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに係る市役所及び川内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第430号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成15年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

温泉郡川内町大字河之内字北引岩乙816の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字北引岩乙816の1(次の図に示す部分に限る。)

)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡柳谷村大字柳井川字川下5256から5260まで、5292から5295まで、5515、5516、5528から5531まで、5575、5576、5578から5580まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字川下5256・5257・5259・5260・5292・5294・5295・5515・5530・5575・5576・5578・5579(以上13筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万町大字下野尻乙44の1・乙58・乙62・乙

63・乙71(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、乙43、乙44の3から乙44の6まで、乙61、乙66から乙69まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字下野尻乙44の1・乙44の3・乙71(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万町大字下畑野川甲751の2、甲752、甲768、甲769、甲771の3、甲771の4、甲776、甲778、甲779、甲781、甲782の1、甲782の2、甲783から甲786まで、甲788から甲790まで、甲791の1、甲791の2、甲792から甲797まで、甲799から甲802まで、甲805の1から甲805の3まで、甲806、乙197、乙295、乙296の1、乙332、乙333、乙335、乙337から乙339まで、乙340の1、乙340の3、乙341の1、乙341の3、乙342、乙343、乙343の2、乙344の2から乙344の10まで、乙344の12、乙344の13、乙344の15、乙344の17、乙344の19、乙344の21、乙345の1から乙345の3まで、乙346の1、乙346の3、乙347の1、大字上畑野川乙10の1、乙10の4、乙10の6、乙10の7

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字下畑野川甲768・甲783・甲786・甲788・甲791の1・甲792から甲794まで・甲796・甲799から甲801まで・甲805の1から甲805の3まで・甲806・乙344の2・乙345の1から乙345の3まで・乙346の3(以上21筆について次の図に示す部分に限る。)、甲751の2、甲752、甲784、甲785、甲789

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

- 5(1) 保安林予定森林の所在場所  
上浮穴郡美川村上黒岩1929(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

- 6(1) 保安林予定森林の所在場所  
喜多郡内子町立山4739の2、4741の2、4741の3、4748の1、4749の1、4750、4751、4752の1
- (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第431号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成15年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
温泉郡重信町大字山之内字西河原樋乙1267の3から乙1267の5まで・乙1284の3(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、乙1284の7
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び重信町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第432号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示

する。  
平成15年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
上浮穴郡小田町大字本川3737の7
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第433号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成15年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
喜多郡肱川町大字宇和川759の4、760の6、761の7、761の8
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第434号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成15年2月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
伊予三島市  
伊予三島市宮川四丁目6番55号  
代表者 市長 篠永善雄  
伊予三島市中之庄町217番地2
- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域  
(1) 埋立区域  
ア 位置  
伊予三島市寒川町字大門4765番53の地先公有水面  
イ 区域  
次の各地点を順次直線で結んだ線並びに①の地点と①の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L.+3.80メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域  
基点(伊予三島市寒川町 江元 三等三角点)は、北緯33度58分11.6741秒、東経133度30分19.8862秒の地点  
①の地点は、基点から真北260度44分35秒318.28メートルの地点  
②の地点は、①の地点から真北274度35分01秒22.38メートルの地点  
③の地点は、②の地点から真北353度36分27秒3.20

メートルの地点

④の地点は、③の地点から真北 354 度06分43秒7 .61

メートルの地点

⑤の地点は、④の地点から真北 351 度31分54秒6 .69

メートルの地点

⑥の地点は、⑤の地点から真北 0 度24分10秒6 .31メ

ートルの地点

⑦の地点は、⑥の地点から真北69度46分49秒7 .85メ

ートルの地点

⑧の地点は、⑦の地点から真北67度23分14秒9 .04メ

ートルの地点

⑨の地点は、⑧の地点から真北61度19分23秒1 .71メ

ートルの地点

⑩の地点は、⑨の地点から真北33度13分48秒6 .07メ

ートルの地点

⑪の地点は、⑩の地点から真北32度39分30秒 14 .65

メートルの地点

ウ 面積

813 .43平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

伊予三島市寒川町大門4765番53から同字取芽矢38  
57番 1 までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び⑬の地点と①  
の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点（伊予三島市寒川町 江元 三等三角点）は、  
北緯33度58分11 .6741秒、東経 133 度30分19 .8862秒の  
地点

①の地点は、基点から真北 259 度11分17秒313 .28メ  
ートルの地点

②の地点は、①の地点から真北 274 度37分24秒 30 .  
47メートルの地点

③の地点は、②の地点から真北 298 度44分55秒0 .58  
メートルの地点

④の地点は、③の地点から真北 274 度15分57秒5 .40  
メートルの地点

⑤の地点は、④の地点から真北 271 度06分42秒6 .62  
メートルの地点

⑥の地点は、⑤の地点から真北 269 度13分51秒8 .16  
メートルの地点

⑦の地点は、⑥の地点から真北 263 度49分29秒 15 .  
63メートルの地点

⑧の地点は、⑦の地点から真北 260 度32分30秒9 .90  
メートルの地点

⑨の地点は、⑧の地点から真北 260 度38分46秒 20 .  
40メートルの地点

⑩の地点は、⑨の地点から真北 328 度47分11秒8 .75  
メートルの地点

⑪の地点は、⑩の地点から真北 270 度02分41秒 17 .  
91メートルの地点

⑫の地点は、⑪の地点から真北58度24分32秒 79 .81  
メートルの地点

⑬の地点は、⑫の地点から真北 356 度29分43秒 43 .  
87メートルの地点

⑭の地点は、⑬の地点から真北84度31分58秒 30 .79  
メートルの地点

⑮の地点は、⑭の地点から真北 177 度59分37秒 20 .  
93メートルの地点

⑯の地点は、⑮の地点から真北85度18分44秒 28 .31  
メートルの地点

ウ 面積

6 .015 .86平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 約 610平方メートル

水路用地 約 200平方メートル

4 埋立免許年月日

平成15年2月20日

### ○愛媛県告示第435号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規  
定により、次のように埋立てを免許した。

平成15年2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

西海町

南宇和郡西海町船越1289番地 1

代表者 町長 中田 廣

南宇和郡西海町船越1291番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡西海町中泊 771 番 2 地先の公有水面

イ 区域

次の1点から7点までを順次直線で結んだ線、7点  
と8点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+  
2.10メートル）における公有水面と陸地との境界線並  
びに8点と1点を結ぶ平成14年6月28日付け愛媛県告  
示第1246号でしゅん功認可の告示がされた埋立地と公  
有水面との境界線（C・D・L・+2.10メートルより  
決定）により囲まれた区域

基点（南宇和郡西海町中泊 771 番 2 地先の町道中泊  
赤崎鼻線の道路端に設置された金属鉾）は、北緯32度  
56分20秒、東経 132 度29分00秒の地点

1 点は、基点から真北 309 度08分24秒 36 .37メー  
トルの地点

2 点は、1点から真北31度25分12秒 26 .30メー  
トルの地点

3 点は、2点から真北 121 度25分48秒1 .00メー  
トルの地点

4 点は、3点から真北31度25分12秒3 .40メー  
トルの地点

5 点は、4点から真北 301 度25分48秒1 .00メー  
トルの地点

6 点は、5点から真北31度25分12秒 23 .64メー  
トル

の地点  
7点は、6点から真北 121 度25分48秒 22.51 メートルの地点  
8点は、7点から真北 201 度35分05秒 54.11 メートルの地点  
ウ 面積  
1,552.93平方メートル  
(2) 埋立てに関する工事の施行区域  
ア 位置  
南宇和郡西海町中泊 770 番 1 から同 936 番に至る間の地先公有水面及び陸域  
イ 区域  
次のA点からE点までを順次直線で結んだ線及びE点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域  
基点（南宇和郡西海町中泊 771 番 2 地先の町道中泊赤崎鼻線の道路端に設置された金属錐）は、北緯32度56分20秒、東経 132 度29分00秒の地点

A点は、基点から真北 233 度33分36秒5.48メートルの地点  
B点は、A点から真北 301 度22分48秒 73.99 メートルの地点  
C点は、B点から真北31度25分12秒103.38メートルの地点  
D点は、C点から真北 121 度25分48秒 62.97 メートルの地点  
E点は、D点から真北 203 度32分24秒 72.09 メートルの地点  
ウ 面積  
7,194.80平方メートル

- 3 埋立地の用途  
漁港施設用地
- 4 埋立免許年月日  
平成15年2月21日

○愛媛県告示第 436 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
平成15年2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	壬生川丹原線	周桑郡丹原町大字長野2280番2地先から 同町大字来見乙1番1地先まで	旧	メートル 11.5～20.5	キロメートル 0.174	
			新	13.5～32.0	0.174	

○愛媛県告示第 437 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
平成15年2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川丹原線	周桑郡丹原町大字長野2280番2地先から 同町大字来見乙1番1地先まで	平成15年3月31日

○愛媛県告示第 438 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
平成15年2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	中山双海線	伊予郡中山町大字佐礼谷2号186番から 同郡双海町大字上灘戊358番1まで	旧	メートル 6.0～8.0	キロメートル 0.089	
			新	8.0～28.0	0.091	

○愛媛県告示第 439 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山双海線	伊予郡中山町大字佐礼谷 2 号186番から 同郡双海町大字上灘戊358番 1 まで	平成15年 2月28日

○愛媛県告示第 440 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡三崎町串357番	旧	メートル 5.0 ~ 5.6	キロメートル 0.025	
			新	5.0 ~ 9.0	0.025	

○愛媛県告示第 441 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡三崎町串357番	平成15年 2月28日

○愛媛県告示第 442 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	381号	北宇和郡松野町大字豊岡690番 1 地先から 同大字782番 1 地先まで	旧	メートル 8.4 ~ 10.8	キロメートル 0.032	
			新	8.4 ~ 10.8	0.032	
"	"	北宇和郡松野町大字豊岡413番 1 地先から 同郡広見町大字出目2531番 3 地先まで	旧	7.6 ~ 22.0	0.275	
			新	9.5 ~ 51.0	0.275	

○愛媛県告示第 443 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	381号	北宇和郡松野町大字豊岡690番 1 地先から 同大字782番 1 地先まで	平成15年 2月28日
”	”	北宇和郡松野町大字豊岡413番 1 地先から 同郡広見町大字出目2531番 3 地先まで	”

○愛媛県告示第 444 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年 2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

温泉郡川内町大字南方字森1861番 3

2 申請人の住所氏名

周桑郡小松町大字明穂甲 574 番地

近藤産業株式会社

代表取締役 近藤 博明

3 図面省略

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年 2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県広報紙県民だより「さわやか愛媛」の印刷及び配送

(2) 調達物品名及び数量

愛媛県広報紙県民だより「さわやか愛媛」の印刷及び配送（毎月 573 350部、12回発行） 一式

(3) 調達物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 履行期間

契約締結の日から平成16年 3月31日まで

(5) 納入場所

知事が指定する場所

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パ - セントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「印刷・製本類」について平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 仕様書に定める納入期日に確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部総務管理課用品調達係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
電話 （089）912 2156

- (2) 入札書の受領期限  
平成15年 4月10日（木）午後 2 時
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成15年 4月10日（木）午後 2 時  
愛媛県総務部総務管理課会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 135 条から第 137 条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。



(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Printing related to 573,350 x 12copies of Ehime Prefecture's newsletter "Sawayaka Ehime"

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 10 April 2003

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, General Administration Division, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan  
TEL 089-912-2156

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年2月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年2月19日	特定非営利活動法人 日本レスキュー支援協会	妻 鳥 圭 志	新居浜市南小松原町8番66号	この法人は、海、山、川等の野外活動を行う方々および、障害者・高齢者とその家族等に対して、緊急時の救援等に関する事業を行い、人命救助や福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づく同法第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、訂正の届出があった。

その要旨は、次のとおりである。

平成15年2月28日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成12年分

政党支部

(訂正後)

政治団体の名称 自由民主党愛媛県第一選挙区支部

報告年月日 H13.3.19

1 収入総額	76,336,076 円
前年繰越額	5,133,052 円
本年收入額	71,203,024 円
2 支出総額	74,974,124 円
3 翌年繰越額	1,361,952 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(3,650人)	13,310,000 円
寄附	34,490,000 円
個人分	3,250,000 円
団体分	17,190,000 円
政治団体分	14,050,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	21,500,000 円
自由民主党本部	21,500,000 円

その他の収入	1,903,024 円	
1件10万円未満のもの	1,903,024 円	
5 寄附の内訳		
(寄附者)	(金額)	(住所・所在地)
(個人分)		
田中 正和	1,000,000 円	東京都世田谷区
水口 慶一	500,000 円	千葉県鎌ヶ谷市
妹尾 一平	500,000 円	神奈川県川崎市
年間5万円以下のもの	1,250,000 円	
(団体分)		
トーマツ	500,000 円	東京都港区
伊予鉄道	1,500,000 円	松山市
愛媛日野自動車	200,000 円	松山市
伊予鉄タクシー	100,000 円	松山市
伊予鉄会館	100,000 円	松山市
いよてつそごう	1,000,000 円	松山市
ケイ・アンド・ケイ	300,000 円	東京都千代田区
かしま	1,000,000 円	松山市
杉仲工務店	100,000 円	松山市
愛媛レンダーズエクスチェンジ	500,000 円	松山市
松崎工務店	500,000 円	滋賀県蒲生郡蒲生町
住研	300,000 円	大阪府吹田市
中西組	200,000 円	松山市
スポーツ振興愛媛ハイランド開発	100,000 円	上浮穴郡久万町
昭和技術工業	300,000 円	福井県敦賀市
ニッシン	500,000 円	松山市
セントラル	600,000 円	松山市
今治造船	1,000,000 円	今治市
エステツイン本舗	200,000 円	松山市
日本薬剤士会	500,000 円	東京都渋谷区
全国美容業環衛同業組合連合会	1,000,000 円	東京都渋谷区
愛媛県貸金業協会松山支部	500,000 円	松山市
全国青色申告会総連合	300,000 円	東京都千代田区
日本消費者金融協会四国支部	500,000 円	松山市
日本薬品卸業連合会	500,000 円	東京都中央区
年間5万円以下のもの	4,890,000 円	
(政治団体分)		
日本医師連盟	6,000,000 円	東京都文京区
T K C 全国政経研究会	1,000,000 円	松山市
T K C 四国政治研究会	200,000 円	松山市
全国美容政治連盟	1,000,000 円	東京都渋谷区
愛媛県不動産政治連盟	150,000 円	松山市
全国たばこ耕作者政治連盟	100,000 円	東京都港区
全国小売酒販政治連盟	200,000 円	東京都目黒区
日本薬業政治連盟	500,000 円	東京都中央区
製薬産業政治連盟	3,000,000 円	東京都中央区
日本精神病院協会政治連盟	300,000 円	東京都港区
日本薬剤士連盟	1,000,000 円	東京都渋谷区
日本商工連盟	500,000 円	東京都中央区
日本看護連盟愛媛支部	100,000 円	松山市
6 支出の内訳		
経常経費	16,957,744 円	
人件費	2,400,000 円	

光熱水費	2,911,123 円
備品・消耗品費	5,410,415 円
事務所費	6,236,206 円
政治活動費	58,016,380 円
組織活動費	3,707,387 円
機関紙誌の発行その他の事業費	13,513,231 円
機関紙誌の発行事業費	2,625,320 円
宣伝事業費	10,887,911 円
寄附・交付金	40,795,762 円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	20,000,000 円

(訂正前)

政治団体の名称 自由民主党愛媛県第一選挙区支部

報告年月日 H13.3.19

1 収入総額	76,336,076 円
前年繰越額	5,133,052 円
本年收入額	71,203,024 円
2 支出総額	74,974,124 円
3 翌年繰越額	1,361,952 円
4 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(3,650人)	13,310,000 円
寄附	34,490,000 円
個人分	1,250,000 円
団体分	19,190,000 円
政治団体分	14,050,000 円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	21,500,000 円
自由民主党本部	21,500,000 円
その他の収入	1,903,024 円
1件10万円未満のもの	1,903,024 円
5 寄附の内訳	

(個人分)

年間5万円以下のもの 1,250,000 円

(寄附者) (金額) (住所・所在地)

(団体分)

トーマツ	500,000 円	東京都港区
伊予鉄道	1,500,000 円	松山市
愛媛日野自動車	200,000 円	松山市
伊予鉄タクシー	100,000 円	松山市
伊予鉄会館	100,000 円	松山市
いよてつそごう	1,000,000 円	松山市
ケイ・アンド・ケイ	300,000 円	東京都千代田区
かしま	1,000,000 円	松山市
杉仲工務店	100,000 円	松山市
愛媛レンダーズエクスチェンジ	500,000 円	松山市
松崎工務店	500,000 円	滋賀県蒲生郡蒲生町
住研	300,000 円	大阪府吹田市
中西組	200,000 円	松山市
スポーツ振興愛媛ハイランド開発	100,000 円	上浮穴郡久万町
田中土建工業	2,000,000 円	東京都新宿区
昭和技術工業	300,000 円	福井県敦賀市
ニッシン	500,000 円	松山市
セントラル	600,000 円	松山市

今治造船	1,000,000 円	今 治 市
エステイン本舗	200,000 円	松 山 市
日本薬剤士会	500,000 円	東京都渋谷区
全国美容業環衛同業組合連合会	1,000,000 円	東京都渋谷区
愛媛県貸金業協会松山支部	500,000 円	松 山 市
全国青色申告会総連合	300,000 円	東京都千代田区
日本消費者金融協会四国支部	500,000 円	松 山 市
日本薬品卸業連合会	500,000 円	東京都中央区
年間5万円以下のもの	4,890,000 円	
(政治団体分)		
日本医師連盟	6,000,000 円	東京都文京区
T K C 全国政経研究会	1,000,000 円	松 山 市
T K C 四国政治研究会	200,000 円	松 山 市
全国美容政治連盟	1,000,000 円	東京都渋谷区
愛媛県不動産政治連盟	150,000 円	松 山 市
全国たばこ耕作者政治連盟	100,000 円	東京都港区
全国小売酒販政治連盟	200,000 円	東京都目黒区
日本薬業政治連盟	500,000 円	東京都中央区
製薬産業政治連盟	3,000,000 円	東京都中央区
日本精神病院協会政治連盟	300,000 円	東京都港区
日本薬剤士連盟	1,000,000 円	東京都渋谷区
日本商工連盟	500,000 円	東京都中央区
日本看護連盟愛媛支部	100,000 円	松 山 市
6 支出の内訳		
経常経費	16,957,744 円	
人件費	2,400,000 円	
光熱水費	2,911,123 円	
備品・消耗品費	5,410,415 円	
事務所費	6,236,206 円	
政治活動費	58,016,380 円	
組織活動費	3,707,387 円	
機関紙誌の発行その他の事業費	13,513,231 円	
機関紙誌の発行事業費	2,625,320 円	
宣伝事業費	10,887,911 円	
寄附・交付金	40,795,762 円	
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)		
	20,000,000 円	